

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 広告掲載要項

（目的）

第1条 この要項は、一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟（以下「本会」という。）が発行する広報紙等の印刷物や、インターネット上のホームページ等に掲載する広告の取扱いを定め、福祉関係情報の適切な提供を行い、自主財源の確保を図る。

（広告の範囲）

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

なお、広告掲載中であつた場合は、広告の掲載を中止し広告料の返金も認めない。

- (1) 法令等で禁止、抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 福祉サービスの向上を妨げるおそれのあるもの
- (4) 人権侵害のおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人の宣伝に関わるもの
- (6) 当該広告事業の内容を本会が推奨しているかのような誤解を与えるのもの
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (9) その他本会が広告掲載を行う広告として不適切であると本会代表理事が認めるもの

（広告の規格等）

第3条 広告について、規格、制限事項、掲載位置、掲載期間、広告掲載料金（以下「広告料」という。）、選定方法等については、代表理事が別途定める。

（広告掲載の募集）

第4条 広告の掲載の募集については、ホームページ等を通じて周知する。

（広告掲載の申込み）

第5条 広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、本会広告掲載申込書（第1号様式）により、本会事務局あてに申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第6条 本会理事会にて、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可決が決定したときは、その結果を報告する。

（広告料）

第7条 広告料については、別途定める。市場価格等を勘案し、年1回広告料の見直しを行う。

(広告料の返還)

第8条 徴収した広告料は返還しない。

(広告掲載の取消し)

第9条 本会代表理事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主または広告取扱者への催告、その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) その他必要と認めたとき

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主または広告取扱者は、書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附 則

1 この要項は、平成25年12月1日から施行する。